

参考答案
〔宪法・人权〕

第1 設問

1 甲の主張

(1) 甲は、国家賠償請求訴訟における違法性の要件を基礎づける憲法上の主張として、人生観等を漫画により大衆に伝達表現する自由（憲法第21条第1項）を侵害し、違憲違法であると主張する。

(2) 表現の自由は、本来的に人の内心における精神作用を外部に公表する精神活動の自由を対象としているところ、人の出生や生い立ちは精神活動の集合体であり、表現内容として憲法上の保障を受ける。また、表現方法についても憲法上制限していないことから、漫画を作成し、コミック等を販売することも同様に保障されている。

(3) 当該憲法上保障された権利の侵害が正当化されるためには、規制目的としての必要性、合理性及び規制手段としての合理性がなければならない。

その判断において、甲が主張する憲法上の自由が精神活動を幅広く大衆に伝える重要なものであり、かつ本件措置によりコンビニエンスストアの店頭販売の機会を全面的に奪われるため、侵害の程度としても非常に重度なものであることから、厳格な判断が求められる。

(4) 本件措置がなされた目的は、青少年の健全な育成を図ることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保することにある（A県暴力団排除条例第1条）、そのこと自体必要不可欠であることに争いはない。

しかし、A県警察によるコンビニエンスストアや著作者に対する何等の意見聴取がなされずに作成された一覧表に基づき、コンビニエンスストアでの販売の途が一切断たれることは、目的達成のための必要最小限度の手段とはいえないであろう。年齢による購入制限をかけたり、一般書籍と棚を別にしたりする、より軽微な方法によっても、目的は十分達成し得る。

(5) 以上により、A県警察による本件措置は違憲違法である。

2 A県から想定される反論

甲の主張に対し、A県からは、①暴力団に携わる者の人生観は、民主制の過程における社会的価値が乏しく、表現の自由における価値を享受しないため、保護の範疇に入らないこと、②甲が主張する表現の自由について多少なりとも要保護性が認められたとしても、青少年の健全な育成を図るにあたり、一切目に触れさせないことがもっとも望ましく、規制方法としても合理性があるとの反論が考えられる。

3 自身の見解

(1) A県反論①について

ひとえに人生観といえども、その価値評価は各人によって大きく異なり、絶対的な価値基準が存在しえないことから、要保護性の判断において、絶対的客観的基準を設けること自体がそもそも不合理

であるといえる。

かような点からすれば、暴力団関係者の人生観からといって直ちに要保護性がないとするのは極端であると考ええる。

よって、暴力団関係者の人生観の描写について、表現の自由による保護の範疇にあるといえる。

(2) A県反論②について

本件コミック本の読者が、暴力団関係者の人生観について、共感を抱くのみならず、自身の立ち振る舞いを律するきっかけとなることも想定されることからすれば、社会的価値が存するといっても過言ではなからう。

かような価値を有する権利がコンビニエンスストアの店頭販売に限って、一切の表現方法が禁止されることとなるため、本件措置の違憲性について、規制目的との関係で、合理性のある規制方法であるといえるかどうかを実質的な観点から検討すべきである。

A県警察が作成した一覧表は、形式的な単語検索によるものであるにもかかわらず、販売中止の対象が株式会社B発行のCシリーズに限ったものを対象とするものであることからすると、甲の著作を狙った規制であると考えられなくもない。

さらに、定価480円(税込)という値段は、一卷もののコミックとしては極めて安価であるといえ、コンビニエンスストアの店頭販売に限った流通での販売を前提としている旨の甲の主張は、不合理であるとまでは言えない。

しかし、通常の書店やインターネットにおいて販売ができないという主張は出版社の意向によるものに過ぎず、価格を調整する等して販売することも考えられることから、一切の販売経路が断たれてしまうという主張は、極端に過ぎよう。

また、確かに、甲の著作の意図として、暴力団関係者の人生観を伝えるものであるとしても、その合間に暴力や殺傷の場面を交えていることを鑑みると、精神的に未熟である青少年において、上記著者の意図を汲んで内容を切り分けて読むことまでを期待することはできない。

そうすると目的達成のための手段としては、青少年の目に触れさせないようにすること、すなわち本件措置のように全面的に販売を中止する規制もやむを得ないと考ええる。

さらに、A県警察がなした本件措置後の実施状況の調査等がなされていないことからすれば、今後の対応についてはコンビニエンスストアの裁量に委ねられており、未来永劫コンビニエンスストア店頭での販売の途が一切閉ざされたとまで言い切ることはできない。以上により、本件措置は規制目的達成のための手段として合憲である。

以上